

**令和7年度全国高等学校総合体育大会
下関市実行委員会協賛取扱要領**

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市で開催される令和7年度全国高等学校総合体育大会「開け未来の扉 中国総体 2025」(以下「大会」という。)について、企業等から協賛の申し出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の種別)

第2条 協賛の種別は次のとおりとする。

- (1) 大会プログラムへの協賛広告等
- (2) 協賛金、協賛物品
- (3) その他、会長が認めるもの

(募集)

第3条 協賛の募集は、文書による依頼、掲示、訪問等によるものとする。

(範囲)

第4条 広告掲載を行う位置、枠数等は、対象物の目的を妨げない限度において、令和7年度全国高等学校総合体育大会下関市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)の定めるものとする。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受け入れないものとする。

- (1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業等と同一業種及び同一製品等を取り扱っている企業等の場合
- (2) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った又はその恐れがあると認められる企業等の場合
- (3) 協賛事業を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する又はその恐れがあると認められる企業等の場合
- (4) 協賛事業の内容が、法令及び公序良俗に反する又はその恐れがある場合
- (5) 協賛事業の内容が、大会の品位を傷つける又はその恐れがある場合
- (6) その他、市実行委員会が不相当と認める企業等の場合

(申込方法)

第5条 協賛の申込方法については次のとおりとする。

- (1) 協賛の申込みは令和7年度全国高等学校総合体育大会下関市実行委員会協賛申込書(様式第1号)により行う。
- (2) 市実行委員会は、協賛金を受け入れたときは、令和7年度全国高等学校総合体育大

会下関市実行委員会協賛金受領証明書（様式第2号）を、協賛物品を受け入れたときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会下関市実行委員会協賛物品等受領証明書（様式第3号）を協賛者へ発行する。

（区分）

第6条 協賛金については、大会の事業費に充てるものとする。

2 協賛物品については、本市開催の競技種目別大会および広報活動又は運営に関する諸物品として活用するものとする。

（協賛広告掲載の決定）

第7条 市実行委員会は第5条第1項（1）の申込書により協賛広告の申込みを受けた場合は、広告掲載の可否を決定する。

2 市実行委員会は、前項の可否を決定したときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会下関市実行委員会協賛広告掲載決定通知書（様式第4号）又は令和7年度全国高等学校総合体育大会下関市実行委員会協賛広告不掲載決定通知書（様式第5号）により、当該申込者に通知する。

（プログラム広告掲載基準）

第8条 市実行委員会は、協賛広告掲載が決定した企業等に対し、別表の協賛特典の協賛金額又は協賛相当額に応じて、次のとおり特典を付与することができる。

（1）競技大会プログラムへの協賛企業等名の掲載及び協賛広告。

（2）大会支援呼称権。なお、令和7年9月1日以降について、一切の大会支援呼称権の行使は認められないが、令和7年8月末日までに当該特典を利用し発行した印刷物や投稿されたSNS情報等に限り、令和7年9月1日以降の印刷物回収やSNS投稿情報の削除までは求めない。

（3）その他、特に会長が定めるもの。

2 大会支援呼称権を使用する場合は、下関市で開催される競技種目に特化した表現のみ可能とし、令和7年度全国高等学校総合体育大会を包括的に支援しているという表現は認めない。具体例として「（協賛企業名）は、開け未来の扉 中国総体 2025 卓球競技を応援します」「（協賛企業名）は、開け未来の扉 中国総体 2025 下関市開催競技の協力企業です」等の表現が認められるものとなる。これらの例示以外の表現がある場合は、公益財団法人全国高等学校体育連盟と協議のうえ判断するため、市実行委員会へ問い合わせること。

3 第7条の規定により協賛広告掲載決定通知書を受けたもの（以下、「広告主」という。）は、協賛金を市実行委員会が指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、特別な理由があると市実行委員会が認めたときはこの限りでない。

- 4 協賛金は、原則振込払いとする。
- 5 市実行委員会が必要と認める広告は、別表に依らず、無料で広告を掲載することができる。

(掲載内容の変更)

第9条 市実行委員会は掲載決定後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が第4条に定める掲載の範囲に抵触し、又はその恐れがあると認められるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

- 2 広告主が広告物の内容等の変更を希望する場合は、市実行委員会が定める日までに、令和7年度全国高等学校総合体育大会下関市実行委員会協賛広告内容等変更申請書（様式第6号）（以下「変更申請書」という。）を市実行委員会へ提出し、市実行委員会の決定により広告物の内容等を変更することができる。また、変更申請書の提出の際には変更後の広告を添えるものとする。
- 3 第7条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

(掲載の取下げ)

第10条 広告主が自己の都合により広告の掲載の取下げを求める場合は、市実行委員会が定める日までに、令和7年度全国高等学校総合体育大会下関市実行委員会協賛広告掲載取下げ申請書（様式第7号）を会長へ提出するものとする。市実行委員会は取下げを承諾する場合は令和7年度全国高等学校総合体育大会下関市実行委員会協賛広告掲載取下げ承諾書（様式第8号）により、当該申請者に通知する。ただし、既に納付された協賛金については、原則これを返還しないものとする。

(掲載決定の取消)

第11条 市実行委員会は、次のいずれかに該当する場合は、令和7年度全国高等学校総合体育大会下関市実行委員会協賛広告掲載決定取消通知書（様式第9号）により第7条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 市実行委員会が指定する期日までに協賛金を納付しなかったとき。
- (2) 市実行委員会が指定する期日までに広告物の原稿を提出しなかったとき。
- (3) 第4条各号に該当することが判明したとき。
- (4) 第9条における掲載内容の変更に対し、広告主が応じないとき。

また、(2)、(3)又は(4)の理由により取り消された場合は既に納付された協賛金については、原則これを返還しないものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告掲載された広告に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担により解決するものとする。
- (5) 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、該当法令等を遵守しなければならない。
- (6) 大会支援呼称権を使用する広告主は、事前に市実行委員会まで広告の内容を連絡すること。また、市実行委員会からの求めに応じて、大会支援呼称権の使用実績を報告すること。

(協賛金の還付)

第13条 納付された協賛金は原則返還しない。ただし広告主の責めに帰さない理由により広告掲載出来ない場合で、かつ掲載期間の延長が困難な場合に限り、納付済みの協賛金を当該広告主に返還する。

(協賛金又は協賛物品等への謝意)

第14条 市実行委員会は、協賛金又は協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して礼状その他の方法により謝意を表すこととする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年5月21日から施行する。
- 2 この要領は、本会が解散する日限り、その効力を失う。

別表（第8条関係）

プログラム広告掲載基準

カテゴリー	特典内容	協賛金 (協賛相当額)
プログラムA	・ 競技種目別大会のプログラム広告 A4版カラー1ページ	10万円以上
プログラムB	・ 競技種目別大会のプログラム広告 A4版カラー1/2ページ	6万円以上
プログラムC	・ 競技種目別大会のプログラム広告 A4版モノクロ1ページ	5万円以上
プログラムD	・ 競技種目別大会のプログラム広告 A4版カラー1/3ページ	4万円以上
プログラムE	・ 競技種目別大会のプログラム広告 A4版カラー1/4ページ	3万円以上
プログラムF	・ 競技種目別大会のプログラム広告 A4版モノクロ1/2ページ	3万円以上
プログラムG	競技種目別大会のプログラム広告 A4版モノクロ1/3ページ	2万円以上
プログラムH	・ 競技種目別大会のプログラム広告 A4版モノクロ1/4ページ	1万5千円以上

■上記の協賛金額未満の場合は、企業名等を記載する。

※本市は開催競技が2種目あるため、掲載にあたっては協賛企業の意向を踏まえて決定するものとする。